

資料 3

令和 8 年 1 月 20 日 (火)
第 4 回子育て支援推進委員会

特定教育・保育施設の利用定員の設定に係る意見聴取等について

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に係る意見聴取

① 子育て支援推進委員会（地方版子ども・子育て会議）の役割

子育て支援推進委員会は、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、以下の事務を行うこととされています。このことから、令和 8 年 4 月に子ども子育て支援新制度へ移行する教育・保育施設の利用定員の設定について、子育て支援推進委員会における意見聴取をお願いするものです。

- 特定教育・保育施設（保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（小規模保育事業等）の利用定員を定めるにあたり、意見を述べること。
- 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に際し、意見を述べること。
- 市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

② 認可定員と利用定員

教育・保育施設においては、保育室の面積や職員配置等、一定の基準に基づき、園全体の定員として認可される人数【認可定員】と認可定員の範囲内において、市が定める【利用定員】が設定されます。

③ 利用定員の設定

市では、保育施設からの申請に基づき、以下の点に留意して、認定区分（1号・2号・3号）ごとに利用定員を定めることとなります。

- 利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、原則として、認可定員を超えない範囲内において、利用状況を反映して設定する必要があること。
- 利用定員は、当該確認を受けた教育・保育施設（保育所、認定こども園等）又は地域型保育事業（小規模保育事業等）において、質の高い教育・保育が提供されるよう設定する必要があること。
- 市と申請者は意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での実利用人員や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定する必要があること。

1：令和8年4月1日における定員等の設定について

施設名称	施設類型	変更内容等
臼井幼稚園	幼稚園	子ども・子育て支援新制度への移行

2：施設について

【設置・運営者名】	学校法人臼井学園	【代表者職・氏名】	理事長 志田 茂夫								
【設置・運営者所在地】	佐倉市臼井田 2435										
【施設名称】	臼井幼稚園										
【施設所在地】 佐倉市臼井田 2435 (臼井・千代田区域)											
【利用定員】	1号定員：120名 <table border="1"> <thead> <tr> <th>3歳</th> <th>4歳</th> <th>5歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40名</td> <td>30名</td> <td>50名</td> <td>120名</td> </tr> </tbody> </table>			3歳	4歳	5歳	合計	40名	30名	50名	120名
3歳	4歳	5歳	合計								
40名	30名	50名	120名								
【変更年月日】	令和8年4月1日										
【備考】	幼稚園の区分として、子ども・子育て支援新制度に移行する初めての施設です。										